第一線で活躍する弁護士が解説

中小企業管理マニュアル

第４回 売掛金を確実に回収し損害賠償請求を回避するために「資産の管理」その２

あいわ総合法律事務所
弁護士 千賀 守人
E-mail
senga1@legal-consultants.jp

第一総合法律事務所
弁護士 大河内 將貴
E-mail
o-kouchi@legal-consultants.jp

佐藤・鷹見法律事務所
弁護士 鷹見 雅和
E-mail
takami@legal-consultants.jp

リーガルコンサルタント（中小企業のためのコンプライアンス相談サイト） URL http://www.legal-consultants.jp/

先月に引き続き、左記事例の状態に陥ったときの対処方法を考えていきましょう。

事例：取引先から、契約違反だとして損害賠償請求をされてしまった、あるいは、取引先が売掛金を支払ってくれない。

売掛金を回収する法的手続その種類と注意点

相手方がどうしても売掛金などの債務を支払ってくれない場合、法的手続を取らざるを得ません。今回は、まず、この場合の法的手続には、どのようなものがあるかを見ていくことにしましょう。

●民事訴訟

市民の間で、権利義務などをめぐり争いが生じた場合に、裁判所に国家権力を背景に、裁定してもらい解決をはかる制度のことです。「国家権力を背景に」とは、裁判に欠席したり、言うべきことを言わないでいると、裁判所が有無を言わさず判決を下して紛争を裁定することを意味します。

裁判所は、当事者それぞれの主張とそれを裏付ける証拠により、どちらの主張が正しいか判断を下しますから、裁判に勝訴したければ、自身の主張を裏付ける証拠を提出することが不可欠です。なお、民事訴訟を起こしても、手続の過程で双方がお互いの主張を譲り合い和解することもあります。

60万円以下の金銭支払請求事件については、手続をできる限り簡易にして、迅速な解決を可能にする少額訴訟手続があります。

判決が下されても、相手がそれを守らなければ強制執行することができます。

●民事調停

市民の間で、権利義務などをめぐり争いが生じた場合に、裁判所の調停官・調停委員に間に入ってもらい話し合いをして、双方がその言い分を譲り合うことで紛争を解決する制度です。

話し合いが基本ですから、相手が話し合いに応じなければ、調停は成立しません。話し合いが成立すれば、調停調書が作成されます。これは、裁判所が間に入って成立したのですから、相手がそれを守らなければ強制執行することができます。

●支払督促

金銭その他の代替物、または有価証券の一定数量の給付を目的とする請求について、裁判所書記官が債権者の申立てにより、債務者を審尋しないで債務者にその給付を命ずる旨の処分を「支払督促」といいます。

給付を命ぜられた相手方が督促異議を申立てると、通常の民事訴訟手続に移行しますが、督促異議の申立てがなければ支払督促に仮執行宣言を付し、これに基づいて直ちに強制執行することが可能となります。

このように、支払督促は民事訴訟における判決同様、強制執行の根拠（債務名義）となりますが、金銭その他の代替物、または有価証券の一定数量の給付を目的とする請求についてしか申立てをする

ことができません。

支払督促の申立てには証拠（書証）を添付する必要はありませんが、督促異議の申立てがなされて通常の民事訴訟手続に移行すると、主張を裏付ける証拠を提出する必要があります。

●民事執行

民事裁判で裁判所の判決が下されても、また、民事調停で話し合いがまとまっても、相手方がその判決や調停内容に従うとは限りません。そこで、そのような場合に、判決や調停の内容を強制的に実現する手続が必要となります。

この判決や調停の内容などを裁判所に強制的に実現してもらう手続を「強制執行（民事執行）」と言います。

●民事保全

民事訴訟で裁判所が判決を下すまでには時間がかかるので、債務者が唯一の資産を処分しようとしたり、債務者が争いの対象である目的物を他の第三者にも売却しようとしている場合など、民事訴訟による解決を待ったのでは間に合わない場合が出てきます。

そこで、そのような場合に備えて、売掛金などの権利を保護するために、権利を主張する者に暫定的に一定の権能ないし地位を認める手続が「民事保全」の制度です。

民事保全には、その目的と方法によって、仮差押えと仮処分があり、さらに仮処分は、係争物に関する仮処分と、仮の地位を定める仮処分に分かれます。

裁判所に仮差押・仮処分の決定を出してもらうためには、裁判所から命ぜられた担保を立てる必要があります。この担保は、民事保全により債務者が被る可能性のある損害を担保するもので、法務局に金銭を供託する方法が一般的ですが、銀行との間において支払保証委託契約を締結する方法なども認められています。

■管理のためのポイント

証拠により判決を求める民事訴訟はもちろんのこと、話し合いにより解決を図る調停手続も、調停委員に当方の主張が正しいものだと納得してもらい、相手方を説得してもらうために主張を裏付ける証拠が重要となります。日頃から、証拠となりうる、契約書、見積書、仕様書、通信文など書面で資料を残すように心がけましょう。

（文責：千賀守人）

保証・担保 その種類と注意点

これまでの解説で、売掛金を回収するには非常に手間が掛かることが、ご理解いただけたと思います。訴訟などの法的手続と同じような効果を、もっと簡単な手続で実現できる方法があればそれに越したことはありませんが、なかなかそうはいきません。

お金を借りるときに、金融機関から担保や保証を求められることはご存知のことと思います。同じように、御社が取引先から売掛金を回収するために、担保（保証）を利用することができます。

●担保・保証の内容

取引先の支払を確実にするには、担保を取る方法が考えられますが、担保には、特定の人物の総財産を対象にするもの（人的担保）と、特定の財産を対象にするもの（物的担保）とがあります（図1）。

●人的担保

人的担保は「（連帯）保証人」が代表的です。つまり、取引先の会社が支払を行わない場合に、保証人となっている人物に対して、請求をすることができることになります。ただし、保証人の財産を担保にすることになりますので、当該人物の資力を充分に検討する必要があるでしょう。

●物的担保

物的担保は、抵当権や質権が代表的です。抵当権は、主として不動産に対して設定し、当該不動産の占有を債権者に移さずに所有者や第三者の占有・使用を認めつつ、主たる債務者の支払がなされない場合に、当該不動産を競売にかけ、その代金から優先的に弁済を受けるものです。

これに対し質権は、当該物の占

図１　担保・保証の内容

	種　類	対 象	特　徴	債権回収方法	公示方法	その他
人的担保	保証人	当該保証人の一般財産	保証人は、先ず主たる債務者に請求するように抗弁できる（催告の抗弁権）。また、主たる債務者の財産に執行した後で請求するよう抗弁できる（検索の抗弁権）。	請求（任意の支払）及び当該保証人の財産に対する強制執行。	特になし（当事者間の契約）	保証契約は書面で行う必要がある。債権者としては、単純保証ではなく連帯保証人を付すべき（但し、商行為の場合は必然的に連帯保証となる）。
	連帯保証人		上記各抗弁権を有さず、主債務者とほぼ同等の義務を負う。			
物的担保	抵当権	登記・登録制度のある動産、不動産、債権	債務者が使用・収益を継続することができるが、債務の弁済がない場合は、債権者は抵当権の実行により優先弁済を受けることができる。	原則として競売による。債務者破産の場合も優先される（別除権）。	不動産：登記（動産：登録）	同一不動産に複数の設定が可能（優先弁済はその順位による）。
	質　権		債権者に対象物の占有を移転し、債務の弁済が無い場合にその所有権を失うもの。		不動産：登記 動産：占有 債権：通知・承諾等	企業活動においては権利質が利用されている。
	譲渡担保		物の所有権を債権者に形式上移転させるが、債務の弁済がなされれば債務者に返還するもの。	債権者が任意に処分する（但し、清算義務有り）。	不動産：登記 動産：占有(占有改定)、登録、銘板 債権：通知・承諾等	「集合動産譲渡担保」「集合債権譲渡担保」というものもある。
	所有権留保	動産	債務を弁済がなされるまでは物の所有権を移転せずに債権者が保有するもの。主として売買契約に付随するもの。	動産を引き上げ換価処分する（但し、清算義務有り）。	占有(占有改定)、登録、銘板	

有を債権者に移すことで債権者が使用収益することによって優先的に弁済を受け、いざというときは競売にかけて換価することで債権の回収を図ります。企業活動では債権質が多く使用されています。

また、その他の担保を設定する方法としては、譲渡担保や所有権留保もあります。

●どのタイミングで担保・保証を求めるか

ここで触れた担保は、いずれも当事者間の契約で設定することができるものです。よって、取引先が信用不安に陥ってから交渉したのでは手遅れです。取引に入る前に、しかも価値の変動の少ない物的担保を受けるように努力する必要があります。

■管理のためのポイント

重要な取引や初めての相手方との取引の場合、売掛金回収のリスクを回避するために、担保・保証、できれば不動産などの価値変動の少ない担保を取りましょう。

（文責：鷹見雅和）

得意先が債務整理に入ったらどうすべきか

取引先が債務整理に入ると売掛金（債権）の回収はどうなってしまうのでしょうか？ まず、債務整理がどのような手続で進められるか見てみましょう。

本稿の債務整理とは、借入金や買掛金の支払いができなくなった債務者（取引先）の債務の処理（免除、分割弁済など）のための手続をいいます。

①法的整理か私的整理（任意整理）か

(1) 債務整理は裁判所の関与の有無から私的整理（任意整理）と法的整理に分けられます。また、債務者の事業継続の有無の観点から再建型と清算型に分けられます。

(2) 法的整理とは、民事再生、会社更生、特別清算、破産手続などの法律の規定に基づく債務整理手続です。民事再生および会社更生は、債務者の事業が継続することから再建型の手続、特別清算および破産手続は、債務者の事業を解体してその資産を処分することから清算型の手続とされています。法的整理では、裁判所の監督の下、公正かつ平等に（法律の定めに従った）債務の弁済（配当）がなされます。ただし、私的整理よりも手続の費用と時間を要する場合が多くあります。

(3) 私的整理とは、法的整理手続を経ないで、利害関係人の協議などにより実施される債務整理の手

続です。私的整理においても再建型と清算型の手法を取ることができますし、むしろ利害関係人が合意すれば法的整理よりも迅速、安価かつ柔軟な処理が可能です。一方で、手続の透明性に疑問があり、適正な処理がなされないおそれがありますし、非協力的な債権者がいる場合はスムーズな整理が困難でしょう。

②法的整理に入った場合

法的整理では、裁判所の監督の下、債務額を確定し、再建型ないしは清算型による財産の換価により配当のための原資を作り、その原資をもとに各債権者に配当します。

債務者がこれらの法的整理に入ってしまうと、売掛金などを個別に回収することが原則としてできなくなります。売掛金は法的整理の手続の中で、配当という形で支払を受けることになります。ただし、手続費用や滞納税金などとの関係で必ず配当があるわけではなく、また配当率もそれほど高くないことが多くあります。

売掛金を有する債権者としては、これらの手続に対して債権者として債権届出書を提出し、債権者集会に出席して意見を述べるなど、手続に参加します。

なお、会社更生手続以外の手続では担保権（抵当権など）がある場合は原則として、その行使は妨げられませんので担保権の行使をして個別に回収することができます。また、中小企業の有する売掛金債権や少額債権であれば一定の場合に早期に支払われる可能性があります（民事再生法85条2項から5項）。

③私的整理に入った場合

私的整理の場合は裁判所のように監督する者がいませんので、私的整理の手続が公平かつ迅速に進められているかどうかについては常に注意しておくことが必要です。まず、私的整理のための債権者説明会や債権者集会が開催される場合にはできるだけ出席しましょう。債務者などからの説明、つまり、債務者の財産、資産および負債の状況、どうやって債務を支払うのか、債務のカットがあるのかなど、債務整理方針をよく聞いて理解してください。そして、方針については賛否を明らかにすることになります。その後も私的整理の進行状況については、継続的に確認しましょう。

④債務者以外の者からの回収

債務者の会社とは別に、例えば代表取締役やその他の関係者が連帯保証人となっていれば、その連帯保証人に対して請求することができます。連帯保証人に対しては、主債務者が債務整理中であっても履行請求ができます。もっとも、連帯保証人自身も同時に債務整理手続をとっていることも多いので注意してください。

⑤早期の回収の努力の必要性

このように取引先が債務整理になると、売掛金がなかなか支払われないどころか全く返済されない可能性もあります。そのため、取引先が債務整理手続に入る前段階で任意の支払の見込みがない場合は、売掛金の保全のため債務者の資産（不動産、預貯金、売掛金、有価証券、原材料、完成品、機械器具類その他）を調査の上、早急に民事保全（仮差押・仮処分）の手続を検討してください。

なお、仮差押や仮処分は、法的整理に入れば当該法的整理手続内では失効してしまうので無意味になってしまいますが、法的整理に入らない私的整理などの場合には、仮差押債権者は一定の発言権を有することができます。

いずれにしても、売掛金の支払が遅れるような取引先については弁護士などに相談して早期の対策が必要でしょう。

■管理のためのポイント

法的整理の場合は、債権（売掛金）について配当を受けるために、裁判所の手続に従い届出することが必要です。私的整理の場合は、手続自体が適切に行われているのか注意を払う必要があり、自己の債権（売掛金）行使や保全については、随時弁護士に相談するのがいいでしょう。

（文責：大河内將貴）